

## 訂正請求書の作成要領

### 1. 様式

- (1) 用紙は、日本工業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らない白色のものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはいけません。
- (2) 余白は、少なくとも用紙の上6cm、左右及び下に各々2cmをとり、原則としてその左右については各々2.3cmを越えないものとしてください。
- (3) 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことができないように書いてください。
- (4) 書き方は左横書、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは29行以内とします。
- (5) 軽微な訂正をしたときは、右の余白に訂正字数を書いて印を押してください。
- (6) とじ方は左とじとし、容易に分離しないようにとじてください。

### 2. 手数料について

1件につき49,500円に1請求項につき5,500円を加えた額の特許印紙を貼付してください。

### 3. 請求期間

- (1) 特許法第123条第1項の審判（特許無効の審判）に対する答弁書の提出期間内（特許法第134条第1項、附則第4条（旧実用新案法40条））
- (2) 職権による無効理由通知に対する意見書提出期間内（特許法第153条第2項、附則第4条（旧実用新案法第40条））

### 4. 事件の表示

「無効 - 」のように特許法第123条第1項の審判（特許無効の審判）の番号を記載し、その下に括弧をして「特許第何号無効審判事件」のように審判事件の表示を記載します。

### 5. 請求人

「訂正審判」と同様です。

承諾書は次の文例により作成します。

(文 例)

承 諾 書	
(平成 年 月 日)	
特許者(実用新案権者)	
住所(居所)	
氏 名(名称)	殿
専用実施権者	
(通常実施権者)	
(質 権 者)	
住所(居所)	
氏 名(名称)	
特許(登録実用新案)第 号の明細書を、請求書に添付した訂正明細書 特許 (実用新案登録)請求の範囲(及び 図面)のとおり訂正するについて、請求することを 承諾いたします。	

6 . 請求の趣旨

「特許第何号の明細書、特許請求の範囲(及び図面)を請求書に添付した訂正明細書(及び図面)のとおり訂正することを求める。」のように記載します。

7 . 請求の理由

以下の例のように記載します。

(1) 設定登録の経緯

A出 願 平成 年 月 日

B出願公告 平成 年 月 日

C登録 平成 年 月 日

(2) 訂正の理由

A特許請求の範囲の減縮

B誤記の訂正

(3) 訂正事項

訂正事項は、訂正事項毎に項分けして記載します。概略的な記載（例えば、クレームの訂正に整合するように発明を訂正する）は不適切です。また、「てにをは」等の比較的軽減な訂正であっても省略はできません。また、クレームを削除等して項数に変動等する場合は、クレームの対応表を作成することが望ましいです。

A特許第 号における特許請求の範囲を「 」と訂正する。

B出願当初明細書第 項第 行目（特許公報第 頁第 欄第 行目）及び第 項第 行目（特許公報第 頁第 欄第 行目）にそれぞれ記載した「 」を「 」に訂正する。

(4) 訂正の原因

(3)「訂正の内容」の項分けと対応するように、項分けして記載します。

A訂正事項Aについて

訂正前の請求項 記載の特許発明は、.....に係る請求項第 に係る発明を技術的により特定した発明であって、 あたりの 含有量を特定したものであるが、肥料を含有せしめるための手段について何ら記載がなく特定されていない。

これに対して、訂正後の請求項 記載の特許発明は、肥料を含有せしめるための手段を「...手段」として記載し、特許公報第 頁第 欄第 行目に「...、...」と記載されているように、 について の記述の誤記があり、明細書作成段階でこの と混同し、錯誤により誤記したものである。

したがって、この訂正は、特許法第134条第2項第1号に規定の「誤記の訂正」に該当するほか、準用する特許法第126条第2項ないし第4項の規定にも違反しないものである。

## 8 . 添付書類の目録

「(1)訂正明細書及び特許請求の範囲 各1通、(2)訂正請求書副本 2通、(3)承諾書 1通、(4)特許第何号の特許公報及び既に訂正がなされた明細書及び特許請求の範囲 各1通」のように記載します。